

三重県ヤングケアラー関係職員研修事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者と定義され、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

本業務は、ヤングケアラー本人やその家族等と関わることが多いと考えられる学校・地域・医療・福祉等の関係者を対象に、ヤングケアラーの概念や支援の必要性、支援をする上での留意点などについて研修を実施する業務について委託する者を選定するために実施する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 三重県ヤングケアラー関係職員研修事業業務委託
- (2) 業務内容 別添「三重県ヤングケアラー関係職員研修事業業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 入札の参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し、仕様書等に基づき適正に行うこと。
- (6) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行すること。
- (7) 申請書及び添付書類について、個人情報、法人に関する情報(いわゆる企業秘密)に該当する場合を除き情報公開の対象となることを承諾すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「三重県ヤングケアラー関係職員実態調査業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ、総合的に最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年5月8日（木）16時必着（期限厳守）

イ 提出先 三重県津市広明町13

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課

電話 059-224-2271

FAX 059-224-2270

mail: nakamy10@pref.mie.lg.jp

ウ 提出書類 申請書（別紙様式1）及び添付書類

（メールでの提出可、電話により受信確認を行うこと）

(2) 参加資格確認審査

ア 上記(1)により提出された書類に基づき、参加資格確認審査を行います。

イ 参加資格確認審査の結果は、令和7年5月21日（水）までに連絡します。

ウ 参加資格確認された者について、ヤングケアラー関係職員研修事業業務委託企画提案書の受付及び提案書ヒアリングを行います。

(3) 企画提案書及び資料提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年6月4日（水）16時必着（期間厳守）

イ 提出先 上記(1)の提出先と同じ

（メールでの提出可、電話により受信確認を行うこと）

(4) プレゼンテーションの実施

ア 日程 令和7年6月13日（金）※時間は別途連絡します。

イ 会議形式 web会議

原則「zoom」を利用してweb会議形式としますが、困難な場合は別途協議するものとします。

ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分

エ その他 プレゼンテーション時は団体名を名乗らないでください。

5 質疑応答

質疑応答は、質疑書に質疑内容を記載のうえ、メールまたはFAXで行ってください。（電話により受信確認を行うこと）

これ以外の方法によるものは、受けつけません。

質疑の受付は、令和7年4月30日（水）13時までとします。回答は、5月2日（金）に行う予定です。

6 提出を求める企画提案書の内容及び提出書類

(1) 企画提案書

資料内部には団体名、責任者氏名を記載しないものとし、A4版で両面印刷、長辺綴じ、文字サイズは12ポイント以上、10ページ以内、ページ番号を記載してください。

(2) 提案書の内容

①普及研修

・内容案、講師案を記載してください。

②実践研修

・内容案、講師案を記載してください。

③計画の具体性

業務行程のスケジュールを記載してください。

④事業の実施体制

・実施体制（責任者、実施担当者等の職員体制）を記載してください。

⑤本事業に類似した業務実績

・同様の事業についての実績の有無及び内容について記載してください。

⑥その他

・他者に対して優位であると思われる点等、その他追記事項があれば記載してください。

(3) 見積書

見積の金額は税込とし、消費税等を内書きで記載すること。

また、仕様書に定める委託業務について、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(4) 団体概要書

7 評価項目

企画提案書を選定するための評価基準は、以下のとおりとします。

ア 事業の目的との合致と観点（比重配点×3）

・ヤングケアラーの現状や課題等を理解し、本事業の目的が十分理解されているか。

・普及研修、実践研修の各目的等に応じた内容となっているか。

イ 計画の具体性と効果（比重配点×2）

・研修の実施方法や開催案内等の周知方法は、具体的かつ効果的な内容となっているか。

・事業計画の実施スケジュールは具体的で、適切な内容となっているか。

ウ 事業の実施体制（比重配点×2）

・事業実施に必要なかつ十分な職員体制となっているか。

エ 経験と能力・本事業と同様（比重配点×2）

・類似事業の取組実績を、十分に有しているか。

オ 経済性

- ・ 契約上限額の範囲内であり、かつ妥当な見積額であるか。

8 選定結果の通知

選定結果については、令和7年6月17日（火）に発送します。

9 契約上限額

2,904,000円（消費税及び地方消費税を含む）

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途締結する契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いについては、当該業務完了後の検査に合格したとき、業務委託料の支払いを請求することができます。その他については契約条項の定めるところによります。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約は、三重県 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課において行います。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等によ

る不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。
- (4) 提出のあった各提案書は、返還しません。
- (5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となります。
- (6) 選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。
プレゼンテーションと企画提案書の内容が違う場合は、企画提案書の内容を優先します。
- (7) 最優秀提案に選考された者は、選考の結果を受け取った日の翌日までに次の書類を担当課に提出してください(メールでの提出可)。
- ・ 所管税務署が過去6ヶ月以内に発行した、消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税のない証明用)」の写し
 - ・ 三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行した「納税確認書」の写し
 - ・ メールで提出する場合は、必ず電話により担当課へ受信確認を行うこと。
- (8) 上記(7)による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結します。
- (9) その他必要な事項は、規則の規定によるものとします。
- (10) 受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に個人情報の取扱いについての罰則規定があるので留意すること。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとします。

15 担当課・担当者

三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 中村

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2271 FAX 059-224-2270

電子メール nakamy10@pref.mie.lg.jp